

公益財団法人中国残留孤児援護基金

平成29年度団体助成金について（お知らせ）

当援護基金では、これまで、中国帰国者に対する支援活動として下記事業を良好に行っている団体に対して、支援活動に係る事業費の一部を助成してきましたが、当援護基金への寄附金が減少してきているため財政状況は非常に厳しいものがあります。また、寄せられた寄付金も定められた用途以外への支出が認められていないため、今までどおりの助成額を交付することができません。

そのため平成29年度においては新規団体への助成は行わず、昨年度助成を行った団体のみを交付対象といたします。

当援護基金では申請された事業内容、額に対して厳密な査定をいたし、助成金を真に必要とする団体に対してのみ助成金の交付を行います。昨年度に引き続き申請されても交付対象とならない場合もありますのであらかじめご承知おきください。

記

1. 帰国者等に対する日本語教育に関する事業
1. 帰国者等に対する生活・就職相談等に関する事業

※「帰国者等の自立の促進及び福祉の向上を図ることを目的とする事業のうち中国帰国者等の交流事業」につきましては、平成29年度から助成対象から外れております。なお将来的には、事業規模（支援額）のさらなる見直しや団体助成そのものを廃止する可能性もありますので、各団体におかれましては当援護基金の助成に頼らない運営をご検討いただくようお願いいたします。